

みちのく潮風トレイルを活用したバスツアー事業実施業務仕様書

1 委託業務の名称

みちのく潮風トレイルを活用したバスツアー事業実施業務（以下「本業務」という。）

2 目的

気仙沼市・南三陸町（以下「当圏域」という。）において、当圏域を縦断する「みちのく潮風トレイル」のトレッキングと、観光やグルメなどの体験コンテンツを組み合わせた仙台着発の日帰りバスツアーを開催することで、みちのく潮風トレイルと地域の魅力を発信するとともに、宮城オルレ気仙沼・唐桑コースとの相乗効果により、さらに多くの観光誘客を図るもの。

3 本業務のターゲット層

仙台圏域を中心として、体を動かすことが好きな方や、みちのく潮風トレイルの当圏域のコースに興味のあるトレイル初心者の方など。

4 委託期間

契約締結の日から令和7年1月31日（金）まで

5 業務概要

当圏域において、みちのく潮風トレイルのトレッキングや観光、グルメなどの体験コンテンツを組み合わせたバスツアーを行う旅行商品の造成及び催行、並びに広報及び効果測定を行うもの。

6 業務詳細

(1) 旅行商品の造成及び催行

イ 旅行商品の造成

(イ) 気仙沼市内及び南三陸町内を縦断するみちのく潮風トレイルのコース上において発注者が設定した10km程度のセクションコースをトレッキングする、仙台駅発着の日帰りの旅行商品を造成及び催行すること。

(ロ) 旅行商品には、参加者が気仙沼市、南三陸町を楽しめるよう、地域ならではの食や自然、地域文化、産業などの地域資源を用いた体験・見学などを盛り込むこと。

(ハ) イベントの参加者数は各回最大20人とし、最少催行人数は10人とすること。

- (ニ) 受注者は、参加料として一人10,000円を徴収することとし、参加者の昼食、体験、お土産、保険に係る費用のほか、トレッキングガイド料、取扱手数料、その他参加人数によって変動する費用は、参加料から負担することとする。

ただし、自宅から仙台駅までの集合及び解散後、帰宅に係る交通費は参加者が負担する。

- (ホ) バスの運行に係る費用及び募集広報費、企画費、効果測定費、事務手数料、その他ツアー実施に必要な固定費用は、本業務の委託料に含むものとする。

ロ 実施時期および実施回数

令和6年9月から同年12月の各第3土曜日に計4回実施すること。各実施日は下表のとおりとし、セッションコースは別紙1から4のとおりとする。ただし、特別な事情が発生した場合、または他日程での開催が望ましい場合など、発注者と協議の上決定することとする。

	開催日
第1回	令和6年9月21日(土)
第2回	令和6年10月19日(土)
第3回	令和6年11月16日(土)
第4回	令和6年12月21日(土)

ハ バスの手配及び運行

- (イ) JR仙台駅東口観光バスのりばを発着地として、6(1)ロに規定するスタート地点、ゴール地点に参加者を輸送するため、運転手付き観光バス(大型)を1台手配すること。

なお、バスガイド及び添乗員は不要とする。

- (ロ) 各回の当圏域への滞在時間は6時間程度となるよう、運行の行程を組むこと。
(ハ) 運行に係る業務は、旅行業法、道路運送法その他本業務の実施にあたり必要な許可を受けた者が行うこととする。

二 ツアー催行に係る手配

- (イ) 本業務を安全かつ円滑に実施するため、みちのく潮風トレイルや当圏域の紹介を行うガイドを、参加者数10人に対して1人配置すること。

なお、できる限り当圏域で活動するガイドを選定すること。また、事前に立ち寄り先及びトレッキングガイドと十分な打合せを行い、ガイドの役割、ツアーの運営体制、安全管理対策等について情報共有すること。

- (ロ) 各回1つ以上、その周辺の商業・観光施設等や、当圏域ならではの文化や食に関する体験コンテンツを盛り込むこととし、施設への手配を行うこと。
(ハ) 昼食は可能な限り地元の事業者等から手配すること。また、昼食場所は、天候リスクに十分配慮し、発注者と協議の上、場所を設定すること。

- (ニ) 参加者が当圏域に再度訪問するきっかけとなるよう、当圏域の地場産品や体験チケットなどのお土産を配布すること。
- (ホ) トレッキング終了後、仙台駅への帰路において、当圏域のお土産や特産品等を購入してもらうため、ツアーを実施した市町に所在するお土産処または道の駅等に立ち寄ること。
- (ヘ) ツアーの催行に当たっては、参加者が当日の行程が分かるよう、トレッキングコースや体験メニュー等が記載されたしおり等を作成し、参加者へ配布すること。なお、事前に発注者へしおり等の内容をデータにより報告すること。

ホ 安全管理

- (イ) 事業の実施にあたっては、安全管理に十分配慮するとともに、事前に立ち寄り先までのコース等を十分に把握し、コースの状況、危険箇所を確認し、休憩、トイレ等の機会を適切に設けること。
- (ロ) 各日の出発前に点呼又はリストによる確認により参加者の人数を確認するほか、当日の体調確認等リスク管理を徹底すること。
- (ハ) 立ち寄り先到着前に、参加者に対して、立ち寄り先の概要、コース、ルール、安全確保に関する注意事項等の説明を行うこと。
- (ニ) ツアー中に発生した事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。保険の内容は、死亡・後遺障害、入院・通院、第三者への賠償責任等を盛り込んだものとする。
- (ホ) ツアー中に発生した事故における対応及び賠償責任については受注者が負うものとする。

ヘ 留意事項

- (イ) 参加者からの問い合わせ対応、立ち寄り先とのツアーの日程、内容、コース調整、その他一切の連絡調整及び打合せ業務は、受注者が実施すること。
- (ロ) 参加者に対して、ツアーの内容、必要な持ち物、ツアー中のルールや安全対策等の注意事項、不測の際の緊急連絡先等を記載した資料を参加申込後すぐに提供すること。
- (ハ) ツアー内容を変更する場合は、開催日の1週間前までに発注者の承諾を得ること。
- (ニ) 天候悪化等やむを得ない事情によりツアーの催行が困難となった場合は、発注者と協議の上、催行を中止することができる。

なお、中止する場合は前日午後3時までに判断し、参加者及び立ち寄り先に連絡すること。その後の対応については、発注者と協議の上決定すること。

(2) 広報・募集

イ 広報

- (イ) 本業務で実施する一般参加者向けのイベント名称は、参加促進に繋がるようなものとする。
- (ロ) 旅行商品の販売に係る広報については、より多くの参加となるよう、複数の媒体を活用し、実施すること。
- (ハ) 広報を行う際は、トレッキングの他、観光や体験ツアー等が盛り込まれていることが分かる様な内容とすること。

ロ 募集

- (イ) 参加者の募集は受注者が行うこと。
- (ロ) 受注者は、各開催日の5日前までに参加者を決定し、発注者に通知すること。
また、最少催行人数に満たない恐れがあるときは、発注者に連絡すること。
- (ハ) 参加者の都合によるキャンセルについては、受注者が定めるキャンセルポリシー等に基づき、対応すること。

ハ 制作物

広報及び募集用の素材を、下表のとおり発注者へ納入すること。

なお、ファイル形式及び納入方法は発注者と協議すること。

項目	数量	納入時期 (見込み)	備考
広報用チラシ データ	4種類 (各回1種類×4回分)	第1回：令和6年8月中旬 第2回：令和6年9月上旬 第3回：令和6年10月上旬 第4回：令和6年11月上旬	—
その他広報用 素材	—	—	企画提案内容 に応じて調製 すること。

(3) 効果測定

旅行商品の販売による効果を測定するため、参加者へのアンケートを行った上で、販売した旅行商品の自己評価を行い、発注者に提出すること。

(4) 業務管理

- イ 当業務の企画・運営において、発注者、参加者、立寄施設等からの問い合わせに対応できる体制をとること。
- ロ 契約締結後、速やかに実施計画書（任意様式）を作成し、発注者の承認を受けること。
なお、発注者は、提出を受けた業務実施計画書（業務実施体制、スケジュール、個人情報取扱方法、効果測定方法等）について、内容を審査し、不備のある場合は

提出後、3営業日以内に再提出を求めることができる。その場合、受注者は再提出を求めてから3営業日以内に再度提出すること。

- ハ 業務完了後、速やかに当業務の実施に係る調整先、その調整経過などをまとめるほか、バスツアーの内容、参加者数、広報に関するデータ、6（3）の効果測定等を記載した「業務実施状況報告書」（任意様式）を業務完了報告書に添付して下記の提出場所に提出すること。

提出場所

〒988-0181 宮城県気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6

宮城県気仙沼地方振興事務所地方振興部 宛て

- ニ 発注者は、業務実施状況報告書の提出を受けて、その内容を精査し、契約額の確定を行うこととする。
- ホ 業務完了報告書により委託契約額を確定した結果、6（1）ロに定める業務の実施回数を満たさないなど、成果が委託業務の内容に適合しないと認められるときは、発注者と協議の上受注者に支払う委託費を減額するものとする。
- ヘ 受注者は、この業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては関係法令を順守するとともに、本業務により得られた成果品については第三者の知的財産権を侵害することなく、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、解決に要する費用を含め、受注者の責任において解決すること。
- (2) 本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとし、また、発注者は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、成果品について、その利用目的が当地域への観光誘客の推進に有益とされる場合は、発注者と協議の上、受注者も成果品を必要な範囲において利用することができるものとする。
- (3) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (4) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報取扱事業者の義務等に留意し、個人情報の漏えい防止等に万全を期すこと。
- (5) 本仕様書に記載されていない事案が発生した場合は、発注者及び受注者双方の協議の上決定する。

別紙1



ゴール：気仙沼市 復興祈念公園
(気仙沼市陣山 2 6 4)

スタート：気仙沼大島
ウェルカム・ターミナル
(気仙沼市浦の浜 1 5 1
- 2)

約9.4km

別紙 2



約8.0km

別紙3

ゴール：グリーンツーリズム体験
校舎の宿さんさん館
(本吉郡南三陸町入谷山の神平
10-1)



スタート：南三陸さんさん商店街
(本吉郡南三陸町志津川五日町201-5)

約9.1km

別紙 4



約9.4km